



福岡医発第485号（地）
平成30年 5月14日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を
改正する政令の公布について

今般、標記の件につきまして、別添のとおり厚生労働省より福岡県福祉労働部障がい福祉課を通じてご連絡がありました。

本件は、平成30年3月31日までとされていた自立支援医療における経過的特例が、今般、障害者総合支援法施行令の一部改正（平成30年3月31日公布、同年4月1日施行）により平成33年3月31日まで取扱いが延長されたことをお知らせするものです。

福岡県（政令市を除く）における自立支援医療受給者（精神通院医療）及び自己負担上限額管理票（以下「受給者証等」とする。）の取扱いについては、下記のとおりとなります。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知のうえ、貴会会員に対する周知方よろしくお願いいたします。

なお、福岡県が指定を行っている指定自立支援医療機関に対しては、同課より直接通知されておりますことを申し添えます。

記

1. 現在の経過的特例措置（精神通院医療）の内容について

経過的特例が延長させた場合に備えた措置として、市町村民税課税額23万5千円以上（一定所得以上）で高額医療継続者（いわゆる重度かつ継続）の方については、受給者証等の余白に「※経過的特例措置が延長された場合、有効期限は平成〇月〇日までとする」と記載されております。

2. 平成30年4月以降の取扱いについて

受給者証等に「※経過的特例が延長された場合、有効期限は平成〇月〇日までとする」と記載されている受給者証等をお持ちの方は、特段の手続きをすることなく引き続き受給者証等を使用することができ、有効期限は平成〇月〇日までとなります。

福岡県医師会長
福岡県精神科病院協会会長
福岡県精神神経科診療所協会会長
福岡県薬剤師会長
福岡県看護協会会長
福岡県訪問看護ステーション連絡協議会会長

}

殿

福岡県福祉労働部障がい福祉課長
(自 立 支 援 係)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正
する政令の公布について（通知）

本県の障がい福祉の向上に、日頃よりご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、自立支援医療における経過的特例については、平成30年3月31日までとされていたところですが、この度、障害者総合支援法施行令の一部改正（平成30年3月31日公布、同年4月1日施行）により、自立支援医療における経過的特例の取扱いについて平成33年3月31日まで延長されましたのでお知らせします。

つきましては、本県（政令市を除く）における自立支援医療受給者証（精神通院医療）及び自己負担上限額管理票（以下「受給者証等」とする。）の取扱いについては、下記のとおりとなりますのでお知らせします。

なお、本県で指定を行っている指定自立支援医療機関に対し、別途通知しておりますことを申し添えます。

記

1 現在の経過的特例措置（精神通院医療）の内容について

経過的特例が延長された場合に備えた措置として、市町村民税課税額23万5千円以上（一定所得以上）で高額医療継続者（いわゆる重度かつ継続）の方については、受給者証等の余白に「※経過的特例措置が延長された場合、有効期限は平成○年○月○日までとする」と記載しています。

2 平成30年4月以降の取扱いについて

受給者証等に「※経過的特例が延長された場合、有効期限は平成○年○月○日までとする」と記載されている受給者証等をお持ちの方は、特段の手続きをすることなく引き続き受給者証等を使用することができ、有効期限は平成○年○月○日までとなります。

（問合せ）

福岡県福祉労働部障がい福祉課

自立支援係 担当：姫野、松本

TEL：092-643-3263

FAX：092-643-3304



障 発 0330 第 6 号
平成 30 年 3 月 30 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の
一部を改正する政令の公布について

本日、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第114号）が別紙のとおり公布及び施行されたところである。

その主な内容について下記のとおり通知するので、これらについて十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図っていただく等、本法の円滑な施行について特段の御配慮をお願いする。

記

1 主な内容

平成 30 年 3 月 31 日までとされていた障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号。以下「令」という。）に規定している以下の経過的特例及び経過措置の適用期間について、平成 33 年 3 月 31 日まで延長することとした。

- ・ 自立支援医療費の支給要件に係る経過的特例（令附則第 12 条）
- ・ 指定自立支援医療の負担上限月額に係る経過的特例（令附則第 13 条）
- ・ 指定療養介護医療等の負担上限月額に係る経過措置（令附則第 13 条の 2）

2 施行期日

公布の日（平成 30 年 3 月 30 日）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第百十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令
内閣は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第一項及び第五十八条第三項第一号（同法第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条から第十三条の二までの規定中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 安倍 晋三

事 務 連 絡
平成 28 年 12 月 22 日

各都道府県、指定都市、中核市
障害保健福祉主管部（局）御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課

自立支援医療の経過的特例に係る支給認定の取扱いについて

障害者総合支援法施行令附則第 12 条及び第 13 条に基づく、自立支援医療の支給認定に係る政令で定める基準及び負担上限月額を経過的特例については、平成 30 年 3 月 31 日までとなっているところです。

この経過的特例の平成 30 年 4 月 1 日以降の取扱いについては、平成 29 年末頃までに決定されることとなりますが、平成 29 年度の支給認定に関して、経過的特例の対象となる方が平成 30 年 4 月 1 日以降も、自立支援医療を受けることが必要と判断される場合は、下記のとおり取り扱うようお願いします。

各都道府県におかれましては、管内市町村に対して当該事務連絡の内容を周知いただくよう併せてお願いします。

記

1. 障害者総合支援法施行令附則第 12 条関係

一定所得以上の高額治療継続者（いわゆる「重度かつ継続」）について、施行令附則第 12 条に基づく経過的特例の期限が到来した場合は自立支援医療の対象外となることから、最長でも、平成 30 年 3 月 31 日を有効期間の終期とすることが原則となります。ただし、これまでの経過的特例の取扱いの経緯を踏まえ、各自治体において、受給者証の有効期間欄に「経過的特例が延長された場合は平成〇年〇月〇日までとする。」等の記載を行うことにより、仮に平成 30 年 4 月 1 日以降も経過的特例が延長された場合の支給認定手続きを不要とする対応を行うことは差し支えありません。

なお、このような取扱いをする場合は、受給者に対して丁寧に説明を行うとともに、指定自立支援医療機関において自己負担額の徴収等に誤りが生じることがないように、経過的特例の取扱いについての周知をお願いします。

2. 障害者総合支援法施行令附則第 13 条関係

一定所得以上の高額治療継続者（いわゆる「重度かつ継続」）及び育成医療の中間所得層（高額治療継続者を除く。）について、施行令附則第 13 条に基づく経過的特例の期限が到来した場合は、負担上限月額に変更が生じることとなるため、平成 30 年 4 月 1 日以降の負担上限月額の変更認定が必要となることに留意願います。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課自立支援医療係 林
TEL: 03-5253-1111(内 3057)
E-mail: jiritsuiryou@mhlw.go.jp

○障害者総合支援法施行令（平成十八年一月二十五日政令第十号）（抄）

附則

（支給認定に係る政令で定める基準の経過的特例）

第十二条 法第五十四条第一項の政令で定める基準は、第二十九条に規定するもののほか、平成三十年三月三十一日までの間は、支給認定に係る障害者等及び支給認定基準世帯員について指定自立支援医療のあった月の属する年度（指定自立支援医療のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の所得割の額を厚生労働省令で定めるところにより合算した額が二十三万五千元以上であり、かつ、当該支給認定に係る障害者等が高額治療継続者であることとする。

（指定自立支援医療に係る負担上限月額の経過的特例）

第十三条 指定自立支援医療（育成医療を除く。）に係る負担上限月額は、第三十五条第一項に規定するもののほか、平成三十年三月三十一日までの間は、前条で規定する基準の経過的特例に該当する支給認定障害者等については、二万円とする。

2 育成医療に係る負担上限月額は、第三十五条第一項に規定するもののほか、平成三十年三月三十一日までの間は、次の各号に掲げる支給認定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前条で規定する基準の経過的特例に該当する者 二万円

二 その支給認定に係る障害児及び支給認定基準世帯員について、指定自立支援医療のあった月の属する年度（指定自立支援医療のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の所得割の額を厚生労働省令で定めるところにより合算した額が二十三万五千元未満であって、当該支給認定に係る障害児が高額治療継続者以外のものである場合における当該支給認定障害者等（次号に掲げる者を除く。） 一万円

三 その支給認定に係る障害児及び支給認定基準世帯員について、指定自立支援医療のあった月の属する年度（指定自立支援医療のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の所得割の額を厚生労働省令で定めるところにより合算した額が三万三千元未満であって、当該支給認定に係る障害児が高額治療継続者以外のものである場合における当該支給認定障害者等 五千元